

告 示

埼玉県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、見沼代用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	梅田 修一	埼玉県久喜市中妻二百五十七番地